

2020 年 4 月 3 日 (金)

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

【本文】

●報道等によれば、昨 2 日 (木)、PNG 国会は、非常事態宣言を 2 か月間延長する法案を可決しました。但し、これまで停止されていた国内線については制限された便数での運航が 4 月 7 日 (火) (報道によっては 6 日 (月)) から再開されますが、PNG への国外からの入国は引き続き認めないとのことです。学校については再開は許可されました。

●なお、3 月 20 日に PNG 国内で初めて確認された感染者は既に豪州に帰国し、現時点で PNG 国内に陽性患者はいないと発表されています。

●PNG 政府は、新型コロナウイルスの特設ウェブサイトにて関連情報を日々発表していますので、邦人の皆様におかれても、情報収集に努めて下さい。

(参考) PNG 政府特設ウェブサイト

<https://covid19.info.gov.pg/>

●また、日本政府は、本 3 日 (金) 午前 0 時 (日本時間) から有効となる新たな水際対策強化措置を発表しました。これによると、PNG から帰国する邦人の方々も含む海外からの全ての帰国者は、入国の翌日から 14 日間は、ご自宅や宿泊施設等で不要不急の外出を避け、待機することが要請されます。ご自宅等への移動は、公共交通機関 (鉄道、バス、タクシー、航空機 (国内線) 等) を使用せずに移動できることが条件となりますので、事前にご家族やお勤め会社等による送迎、ご自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行って下さい。

(参考) 海外安全 HP : 日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化 (新たな措置)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C046.html

●最後に、PNG で海外旅行 (海外赴任) 保険に未加入の方が医療機関で治療を受けた場合や海外への緊急輸送が必要な場合、医療機関に支払う高額な費用は自己負担となります。年齢や滞在期間の長さにかかわらず、旅行者や赴任者の方には海外旅行 (海外赴任) 保険への加入を強くお勧め致します。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話： 3211800

国外からは（国番号 675） 321-1800

E-mail： sceo.j@pm.mofa.go.jp

ファックス： 323-0153

国外からは（国番号 675） 323-0153

ホームページ： <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>